六ヶ所村建設工事共同企業体取扱要領の一部を改正する訓令について

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

新	旧
（経常建設共同企業体の資格審査） 第10条　経常建設共同企業体の方法により建設工事の指名業者等の選定を受けようとする者は、あらかじめ当該経常共同企業体が次の各号に該当することについて、村長の審査を受けなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　経常建設共同企業体の各構成員は、規則第８条に規定する発注工事に対応する建設工事の種類における等級が最上位の等級として格付されている者のみの組合せ又は最上位及びその直近下位の等級として格付されている者の組合せであること。ただし、同条の規定による等級の格付がされていない場合は、規則第６条に規定する建設工事有資格者名簿に登載されている者であること。 （４）～（６）　（略） ２　（略）	（経常建設共同企業体の資格審査） 第10条　経常建設共同企業体の方法により建設工事の指名業者等の選定を受けようとする者は、あらかじめ当該経常共同企業体が次の各号に該当することについて、村長の審査を受けなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　経常建設共同企業体の各構成員は、規則第８条に規定する発注工事に対応する建設工事の種類における等級が最上位の等級として格付されている者のみの組合せ又は最上位及びその直近下位の等級として格付されている者の組合せであること。ただし、同条の規定による等級の格付がされていない場合は、村長が別に定めるところによる。 （４）～（６）　（略） ２　（略）